

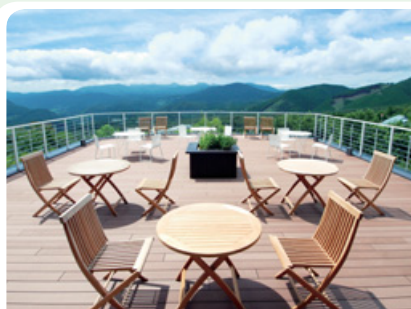
月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2014

12

Vol.204



先進技術と自然環境が調和したキャンパス（左下）。課外活動を通じた人間性教育にも力を注いでいます（左上から右下に向かって、セミナーハウス（大分県由布市）、FITスタジアム、創成型教育（手作りモーターによる電気自動車の設計製作）、課外活動等の学長表彰、吹奏楽団クリスマスコンサート）。

写真提供：学校法人 福岡工業大学（福岡県福岡市）

CONTENTS

- 私立大学等経常費補助金会計検査院の实地検査結果／
平成26年度 私立大学等経常費補助金第1次交付…………… 2
- 私学事業団の受配者指定寄付金制度…………… 3
- 平成25年度版 自己診断チェックリストをご活用ください…………… 4
- 連載②「魅力あふれる学校づくりを目指して」
キャリアプランニング支援で魅力創り…………… 6
- 経営実務Q & A…………… 8
- 平成26年 共済事業の年間報告／ガーデンパレスの年末年始期間の営業…………… 9
- 平成25年度 特定健康診査等の実施結果…………… 10
- 高額療養費の自己負担限度額及び「限度額適用認定証」等の適用区分が改正されます／
介護ビデオ・DVDをご利用ください…………… 11
- 被扶養者認定申請事例集②…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成26年の会計検査院实地検査は、25年11月から26年5月までの間に、20法人（大学法人19法人・短期大学法人1法人）、20校（大学18校・短期大学2校）に対して実施されました。

この会計实地検査は、基準等によって補助金の算定が適切にされているかという「合規性」の観点を中心に実施されます。

一般補助では、補助金算定の基礎となった専任教職員・学生が所定の要件を満たしているか否かに着目するほか、収入支出調査関係で、補助金額の調整に用いる教育研究経費支出等の額に対象外の経費が含まれていないかなどに着目した検査が実施されます。

また、特別補助の項目についても、対象要件の解釈の誤り等により、補助金算定の基礎とならない人数や経費が含まれていないかなどに着目します。

こうした検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

指摘内容は、次のとおりです。

【特別補助】

①「大学等の国際交流の基盤整備への支援」の「海外からの学生の受入れ」及び「海外からの教員の招へい」について、補助金算定の基礎である海外からの受入学生及び海外から招へいた教員の人数は、見込み人数で事業団に申請し、実績確定後、見込みに比べ人数が減少した場合は実績を報告すべきところ、人数の減少が確定した後も実績を報告していなかった。

②「授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実」の「授業料減免事業等支援経費」について、対象要件とされている経済的に修学困難な学生の入学料・授業料減免等にかかる選考基準が規程等に明記されていなかった。

このように、昨年に引き続き指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。

これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人において、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないかった」ことなどに加え、「事業団において、学校法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

指摘を受けた学校法人には、指摘事

項にかかる改善策等をご検討いただいておりますが、本事業団でも、26年度私立大学等経常費補助金説明会において改善策等の具体的事例を取り上げ、チェック体制の強化を促しました。今後も、制度の理解が深まるよう同説明会の内容検討や調査票記入要領の見直しなどを進めます。

各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後には、記入要領等に記載されている要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎数等に誤りのないよう、ご注意ください。

平成26年度 私立大学等経常費補助金 第1次交付

26年度私立大学等経常費補助金の第1次交付については、628法人868校に対し、1595億6219万5000円を交付する予定です（下表参照）。

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含む）、非常勤教員給与費、教職員福利厚生費、教育研究経常費、厚生補導費の6費目で、26年5月1日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定しています。

なお、今回交付の対象とならない研究旅費、認証評価経費、私立大学等改

革総合支援事業及び特別補助については、27年3月に交付する予定です。

平成26年度 第1次交付予定額

区分	法人数	学校数	当初予算額	交付決定額 (資金交付額)
大学	法人 518	校 559	千円 —	千円 148,389,253
短期大学	109	306	—	10,891,809
高等専門学校	1	3	—	281,133
合計	628	868	323,131,760	159,562,195

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課

一般補助

03(3230)7300～7302

7306～7308

特別補助

03(3230)7303～7305

7309～7311

Eメール hojokin@shingaku.go.jp

私学事業団の受配者指定寄付金制度

—有効な募金活動のためにご利用ください—

受配者指定寄付金制度をご存知でしょうか。

この制度は、私立学校に対して寄付する際に、寄付先の学校法人を指定して、私学事業団を通じて寄付をする制度です。

受配者指定寄付金は、所得税法及び法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けていますので、この制度を利用して私立学校に寄付をした企業等は、法人税法上、寄付金の全額を損金の額に算入することが認められます。

私立学校に対する寄付には税の優遇措置が設けられていますが、寄付額全額が損金に算入できる唯一の制度となっています。

この寄付金は、本事業団に入金された後、学校法人から配付の申請を受け、配付事業等の審査を経て指定された寄付先に配付されます。

I 利用要件

本事業団で取り扱う受配者指定寄付金の主な要件は、次のとおりです。

①広く一般に募集され、寄付者が当該寄付により特別な利益を受けていないこと。

②教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実であること。

③すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと。

II 利用の状況

平成25年度は、216億円の寄付金を受け入れ、配付しました。

受配者指定寄付金の配付対象となる事業は、教育研究に要する経常的経費や施設・設備の取得等、教育研究に要する事業であって当該年度に支出する金額の範囲となります。

図は、25年度の寄付事業別の配付割合を表しています。

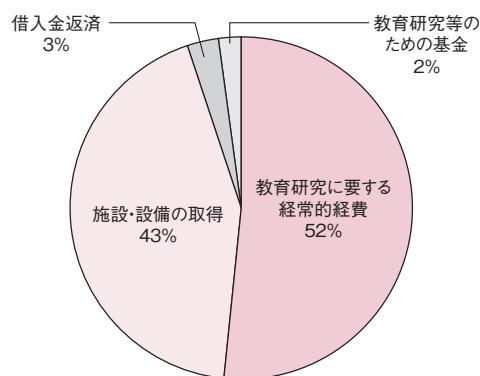
最も多いのは教育研究に要する経常的経費で、およそ5割を占めています。続いて施設・設備の取得、借入金返済、教育研究等の基金の順となっています。

施設・設備の取得では、校舎の建築や校舎改修、実験・実習で使用する機器備品、遊具の購入といった事業がありました。

また、教育研究等の基金では、学生

への奨学金や寄附講座のための基金に寄付金が充てられています。

平成25年度寄付事業別配付割合



III 利用に関するQ&A

Q どんな学校が対象ですか。

A 学校法人が設置する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び専門学校です。

ただし、利用要件があるので、ご相談ください。

Q 個人からの寄付金は対象となりますか。

A 個人の寄付も、受配者指定寄付金を利用することで寄付金控除の適用を受けることができます。

ただし、税制上の優遇措置内容が

「特定公益増進法人」への寄付と同じであるため、同制度のご利用をお勧めします。

Q 募金期間の制限はありますか。

A 16年度の制度改正により、募金期間の制限はなくなりました。

私立学校は、いつでも寄付を受けることができます。

受配者指定寄付金の利用開始後、新たに寄付の募集を始める場合も改めて本事業団に報告する必要はありません。

受配者指定寄付金は、事前の審査がなくなったことや、寄付の募集期間を限定する必要がなくなったことなど、制度の改善が図られており、寄付者や私立学校にとって利用しやすい寄付制度になっています。

多くの方にこの制度を知っていただき、寄付金募集にお役立てください。ご利用をお待ちしています。

受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）
▼寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又は冊子「寄付金事務の手引」をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成25年度版 自己診断チェックリストをご活用ください

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自ら経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うために開発されたツールです。平成25年度版（PDF版、エクセル版）を、私学事業団ホームページに掲載していますので、活用ください。ここでは概要をご紹介します。

自己診断チェックリストの構成

自己診断チェックリストには、「大学・短期大学編（大短編）」と「高等学校編（高校編）」の2種類があります。各編とも、財務比率等の数値データによる定量的なチェックを行う「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成となっています。

エクセルの様式にある「法人入力シート」「学校入力シート」の各項目に決算値等のデータを入力すると、自法人、学校の数値が算出され、チェックリストが完成します。リーダーチャートは、チェックリストで算出された評価の値を基に作成します。

財務比率等に関するチェックリスト

①概要

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人全体を「法人全体用」で、設置する学校を「学校単位用」で、それぞれチェックします。法人全体とともに、学校部門ごとにチェックすることで、各学校が法人全体の収支にどの程度影響を与えているか、また、収支を構成する要素（人数、単価等）に問題がないか、把握しやすくなります。

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（法人全体用）

区分	チェック項目	チェック内容
Ⅰ 消費収支状況	1 帰属収支差額比率	収支状況はどうか（損益ベース）
	2 人件費比率	収入に対して人件費はバランスがとれているか
	3 補正人件費依存率	
Ⅱ 資金収支状況	4 教育研究活動収支差額比率	収支状況はどうか（キャッシュベース）
Ⅲ 運用資産状況	5 積立率	
	6 運用資産超過額対教育研究CF比	安定的に経営を行う上で保有すべき資産を備えているか
	7 運用資産対教育研究CF比	
Ⅳ 外部負債状況	8 流動比率	短期的な支払い能力はどの程度か
	9 外部負債超過額対教育研究CF比	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

表2 財務比率等に関するチェックリストの項目（学校単位用）高校編より

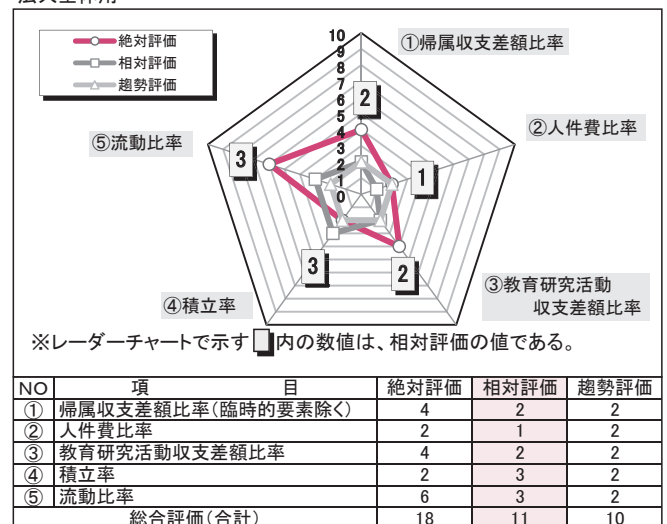
区分	チェック項目	チェック内容
Ⅴ 消費収支状況	1 帰属収支差額比率	収支状況はどうか（損益ベース）
	2 人件費比率	収入に対して人件費はバランスがとれているか
	3 志願倍率	志願者数は入学定員に対しどの程度か
Ⅵ 生徒数関係	4 合格率	合格者数は受験者数に対しどの程度か
	5 歩留率	入学者数は合格者数に対しどの程度か
	6 推薦割合	推薦者数は入学者数に対しどの程度か
	7 入学定員充足率	入学者数は入学定員に対しどの程度か
	8 収容定員充足率	在籍者数は収容定員に対しどの程度か
	9 奨学費割合	授業料等の減免割合はどの程度か
Ⅶ 教職員関係	10 専任教員一人当たり生徒数	専任教員一人で何人の生徒を担当しているか
	11 専任教員対非常勤教員割合	非常勤と専任の教員割合はどの程度か
	12 専任職員一人当たり生徒数	専任職員一人で何人の生徒を担当しているか
	13 専任教員対専任職員割合	専任教員と専任職員の割合はどの程度か
	14 専任教員一人当たり人件費	専任教員の一人当たり人件費負担額はどの程度か
	15 専任職員一人当たり人件費	専任職員の一人当たり人件費負担額はどの程度か
Ⅷ 経費関係	16 生徒一人当たり経費支出	生徒一人当たりにかかっている経費はどの程度か

法人全体用では、「消費収支状況」「資金収支状況」「運用資産状況」「外部負債状況」の4区分9項目の切り口のチェック項目を設定しています（表1参照）。学校単位用は、「消費収支状況」「生徒（学生）数関係」「教職員関係」「経費関係」の4区分16項目（大短編は18項目）のチェック項目を設定しています（表2参照）。

各チェック項目は、絶対評価（法人自ら設定した目標値等を基に、その達成度をA、Eの5段階で評価）、相対評価（全対象法人の中での自法人・学校の位置をA、Eの10段階で評価）、趨勢評価（4年前と比較した現在の数値が改善したか否かをA、Eの5段階で評価）の3つの観点から、多角的に評価します（表3参照）。さらに、主要な5項目については、リーダーチャートを用いた総合評価ができます（図1参照）。

②評価方法等

自法人、学校の数値が算出された後、チェックリストの各項目の説明文

図1 レーダーチャートによる評価の事例
法人全体用

や、エクセルの別シートの「参考資料等」にある「階層区分」等を基に評価します。その際、「評価早見表」（表4参照）を併用すると便利です。

なお、絶対評価については、各法人の経営戦略や学部（学科）等系統別、都道府県別の平均値等を参考に、独自の目標値を設定することが望まれます。項目により、参考となる目標値や考え方を示しているものもあります。

③リーダーチャートによる総合評価

財務比率等に関するチェックリストのうち、特に重要な項目を基に、リーダーチャートを活用した総合評価を行うことができます。

法人全体用のリーダーチャートは、

フローの評価として①帰属収支差額比率②人件費比率③教育研究活動収支差額比率を設定し、ストックの評価として④積立率⑤流動比率を設定しています（図1参照）。

学校単位のリーダーチャートは、財務状況の評価として①帰属収支差額比率②人件費比率を設定し、財務を構成する要素の評価として③入学定員充足率④専任教員一人当たり学生（生徒）数⑤専任教員一人当たり人件費を設定しています。

いずれのリーダーチャートも5点を結んだ形が大きく広がっているほど経営状態が良いことを示し、逆に図形が小さく広がりに欠けていたり、いびつである時は、当該チェック項目に問題がある可能性があります。原因分析を行い、改善策を検討する必要があります。

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営にあたりポイントとなる定性的な項目として、「経営理念と戦略の策定」「ガバナンスの確立」「組織運営の円滑化」「危機管理体制の構築」「財務体質の改善」「教学内容の改善」「学生（生徒）への支援」「情報公開と地域貢献」の8区分50項目を設定しています。

法人種別により、「大短編」と「高校編」の2種類があります。自法人の実情に照らし、該当するものに「○」を

しないものに「×」をつけて評価します。

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は、あくまでも一つの参考例です。分析に当たっては、自法人・学校の実態にあった形に、適宜、修正を加えて活用いただくことをお勧めします。

現在、特に財務上大きな問題がなくとも、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」でDやEがついた項目や、「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」がつかなかった項目については、原因や問題点を分析し、法人内での共通理解のもと、学園一体となった経営改善につなげていただければ幸いです。

本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。詳しくは、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼経営支援・情報提供▼「私学経営情報センターが行うサービスのご案内」をご参照ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
☎ 03(32330)7829・7831
Eメール shien@shigaku.go.jp

表3 財務比率等に関するチェックリスト(法人全体)より抜粋 (単位:百万円)

項目		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	増減 H24-20	伸び率 増減/H20	絶対 評価	相対 評価	趨勢 評価
I 消費収支状況	1 帰属収支差額比率	c/a	5.0%	0.9%	0.6%	0.1%	-4.7%	-9.7%	-194.0%		
	帰属収入(資産売却差額等臨時的な要素を除く)	a	6,148	6,018	6,011	6,010	5,454	-694	-11.3%	D	E+
	消費支出(資産処分差額等臨時的な要素を除く)	b	5,839	5,961	5,973	6,004	5,713	-126	-2.2%		
	帰属収支差額	c=a-b	309	57	38	6	-259	-568	-183.8%		E
○学校法人の負債とされない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額(帰属収支差額)が収入全体の何%にあたるかを見る比率である。この比率は収支状況を見る最も基本的なものであり、プラスが大きいくほど自己資本が充実することになるため高い方が望ましい。逆に、マイナスの場合は自己資本を取り崩すことになり、正常状態とはいえない。 ○学校法人を永続的に維持するためには、校地校舎等教育研究に必要な資産相当額を維持すべき資本(基本金)として帰属収入の中から予め確保しなければならない。そのため、基本金組入額相当の帰属収支差額が必要になる。直近5年間における全国の大学法人の決算では、基本金組入額は帰属収入の9.9%~11.7%であることから、ここでは帰属収支差額比率について10%以上を望ましい数値として設定している。 ○(絶対評価) 10%以上を安定的に確保=A、直近年度は10%以上=B、直近年度は0%以上10%未満=C、直近年度は0%未満=D、0%未満が連続=E ○(趨勢評価) 5ポイント以上増=A、2.5ポイント以上増=B、2.5~△2.5ポイント増減=C、2.5ポイント以上減=D、5ポイント以上減=E											

表4 評価早見表【大学法人】より抜粋

1. 帰属収支差額比率																																						
	E		D		C		B		A																													
	(E-)	(E+)	(D-)	(D+)	(C-)	(C+)	(B-)	(B+)	(A-)	(A+)																												
	0%未満が連続		直近年度は0%未満		直近年度は0%以上10%未満		直近年度は10%以上		10%以上を安定的に維持																													
	絶対評価	～ -13.5	-13.4	～ -4.7	-4.6	～ -0.6	-0.5	～ 2.4	2.5	～ 4.5	4.6	～ 6.0	6.1	～ 7.9	8.0	～ 10.3	10.4	～ 15.1	15.2	～																		
相対評価	～ -13.5		-13.4		～ -4.7		-4.6		～ -0.6		-0.5		～ 2.4		2.5		～ 4.5		4.6		～ 6.0		6.1		～ 7.9		8.0		～ 10.3		10.4		～ 15.1		15.2		～	
趨勢評価	5ポイント以上減少		2.5ポイント以上減少		2.5～△2.5ポイント増減		2.5ポイント以上増加		5ポイント以上増加																													

2. 人件費比率																																						
	E		D		C		B		A																													
	(E-)	(E+)	(D-)	(D+)	(C-)	(C+)	(B-)	(B+)	(A-)	(A+)																												
	0%未満が連続		直近年度は0%未満		直近年度は0%以上10%未満		直近年度は10%以上		10%以上を安定的に維持																													
	絶対評価	～ -13.5	-13.4	～ -4.7	-4.6	～ -0.6	-0.5	～ 2.4	2.5	～ 4.5	4.6	～ 6.0	6.1	～ 7.9	8.0	～ 10.3	10.4	～ 15.1	15.2	～																		
相対評価	～ -13.5		-13.4		～ -4.7		-4.6		～ -0.6		-0.5		～ 2.4		2.5		～ 4.5		4.6		～ 6.0		6.1		～ 7.9		8.0		～ 10.3		10.4		～ 15.1		15.2		～	
趨勢評価	5ポイント以上減少		2.5ポイント以上減少		2.5～△2.5ポイント増減		2.5ポイント以上増加		5ポイント以上増加																													

キャリアアップニング支援で魅力創り

調和したキャンパス

基準となっています。

For all the students

くすべての学生・生徒のためにく

（ニング支援）を継続的に見直し、これ
ら、本学の特徴のひとつと判断して
います。

「4つの力」に沿った

「4つの力」に沿った学習内容は、1～4年次開講の科目に組み込まれています。具体的学習内容は、志向力に関しては、スタディスキル、目標設定・計画立案・自己管理等の手法を学びます。共働力では、グループワークを通じて、論理的思考や基本的な議論・プレゼンテーションの方法を実践的に習得していきます。解決力では、ケースメソッドとグループディスカッションの手法により、問題発見から解決策の提案までのプロセスを学びます。実践力では、インターンシップにより、就業体験を通じて実的な職業観を高めます。これらの学習内容習得を確実に

入学

志向する力 共働する力 解決する力 実践する力

卒業

キャリアに関する目標設定

カリキュラムを履修

身につけた就業力の確認

年次ごとの目標設定と自己評価

キャリアポートフォリオ

教職員

アドバイス

学びや気づき

キャリアポートフォリオを活用した就業力の育成

するための補完的な仕組みとして、入学前の「自分の将来について」の作文、入学後早期の当課題をテーマとした入学生全員面談、キャリアポートフォリオによる自己評価を行っています。

就業力育成プログラムのさらなる発展・実質化のため、他大学等との協働・連携を強化しています。「産学協働教育による主体的学修の確立と中核的・中堅職業人の育成」をテーマに、京都産業大学、名城大学、新潟大学との4大学連携プログラムに参画しています。また、「地域力を生む自律的職業人育成プロジェクト」を九州・沖縄及び山口における国公私立23大学で連携・形成しています。さらに、「電気

エネルギー分野における実践的な人材育成」をテーマに、九州大学、九州工業大学、熊本大学、福岡大学との連携プログラムに参画しています。いずれのプログラムも文部科学省の大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）に選定され、相応の評価を得ています。

短大進路保証プログラムの定着

短大では、短い修学期間に効果的に進路決定に資する学習を行うため、進路保証プログラムを20年度にスタートさせました。これは、入学前や入学後早期に学力、意欲、社会性の形成度を測り、希望進路にかなった授業を提供するなど、希望実現のためのより効果・効率的な授業を行うものです。

このプログラムは、日本私立学校振興・共済事業団補助事業の未来経営戦略推進経費に採択され、5年間の支援を受けました。教育改革推進の強固な枠組みとして重要な役割を担っています。

親身になって、親代わりに、 厳しく学生に関わる

正課の就業力育成プログラムに加え、就活支援策を様々に講じています。就活支援体制は、学科ごとに就職担当教員と専任担当職員を配置し、親身になって、親代わりに、厳しく学生に関わることを旨としています。この体制を確実に機能させるために就職幹旋委員会や就職支援の実務者会議を設置しています。実務者会議は、企業経営者、

経営コンサルタント、企業人事経験者を招請し助言を得て、就職実務の目標管理や就職環境の変化に対応するものです。また、今日、就職活動は、学生・大学・父母等が三位一体となって取り組むことが重要との判断があり、教育後援会（父母等の代表者で構成）と共同で、保護者向け就職セミナーを中四国・九州の各県で開催しています。

この他に、多面的な就活支援の方策として、業界研究会開催など職業意識醸成、SPI対策講座、履歴書書き方講座、面接訓練、資格取得支援など様々な就職試験対策指導を行っています。



約700社の企業の協力を得て
学内合同企業セミナーを開催

また、関東・関西地区の就活支援拠点として、東京・大阪オフィス開設、就活旅費補助、学内企業セミナー、企業交流会など求人企業拡大にも注力し、系統的・体系的に組み上げた就活支援を行っています。特に、学内企業セミナーは、OB等の協力も得て、大規模に開催し、約6割の学生が内定を得る有効な機会となっています。

さらに、進路未決定学生には、「就活

学び直しプラスワンプロジェクト」で無償で進路決定までサポートします。進路未決定の要因分析やキャリアプラン再構築カウンセリング、大学と学生による決定までのプロセス管理によって卒業後の進路保証を目指します。

就職状況の推移は好調、 面倒見が良いとの評価

様々なキャリア教育・就活支援の取り組みの結果、進路決定状況（内定率・就職率）は、過年度から継続して全国平均や福岡県平均を上回って良好に推移しています。一部のマスコミの卒業後進路の調査では、「好調な就職率の舞台裏で、在学中に身につけるべき力を学生に明示し、他大学や地元企業と協力して学びの場を広げながら成長を支える大学」との評価がなされました。

アクティブラーニングの環境整備

本学のキャリア教育・就活支援の取り組みを貫く統一的な視点や考え方に、人材育成目標（自律的に考え、行動し、様々な分野で創造性を発揮できる実践型人材の育成）に沿って、学生の主体性を高めることがあります。すなわち、今日、中教審等の推進するアクティブラーニングと軌を一にしします。従い、主体的学修の環境整備として、キャンパス全体のアクティブラーニング対応を目指した学習空間の整備計画に着手しています。この計画は、教材・資料の電子化、授業やキャンパ

スライフサポートでの先進的設備導入など、ICTを活用した教育改善や就職支援機能の強化を並行して行うものです。

大学教育再生加速プログラム

26年度より、施設等の環境面に加えて、教育の人的資源とソフト・コンテンツの開発を加速しています。

教育改革フレームに教授方法の質的転換を加え、その具体策としてアクティブラーニングの全学展開を推進、学生の知識定着と能動的学修態度を涵養する取り組みです。これは、平成26年度大学教育再生加速プログラムに選定・採択されました。これを契機にアクティブラーニング手法の実施度が高まり、キャリアプランニング支援がさらに有効になると確信しています。



アクティブラーニングに向けて、
新たな教授法、ソフト・コンテンツ
を試行

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

奥 正継（おく まさつぐ）

福岡工業大学学生部事務部長。
教務課長等を経て25年4月より現職。

経営実務 Q & A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめましたので、ご参照ください

保育士免許取得講座の受講料

Q1

本学では、認定こども園の「保育教諭」制度に対応するため、幼稚園教諭を対象に保育士の資格取得の講座を開講しています。過去に本学が教員免許更新講座を実施した際は受講料を事業収入とした経緯がありますが、今回の保育士免許取得講座についても同様に事業収入で計上することになりますか。

A 認定子ども園制度における「保育教諭」となるには、保育士・幼稚園教諭の両方の資格が必要となります。認定子ども園への円滑な移行を促すため、幼稚園教諭資格を有する者が新規に保育士資格を取得する場合、本来必要となる科目を一部軽減して履修することで資格取得を可能とする経過措置が設けられています。（質問と逆のケースも対応は同じです）。

受講者は養成機関（各大学等）で資格取得に必要な科目を履修し単位認定を受ける必要があるため、少なくとも科目等履修生として在籍することとなります。

したがって、受講料は事業収入ではなく学生生徒等納付金収入となります。

厚生労働科学研究費委託事業

Q2

平成25年度に政府が決定した「健康・医療戦略」を受けて、26年度より厚生労働科学研究費のうち医療分野の研究開発課題については、国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究として整理し、本来、国が行うべき研究を国に代わり受託機関が実施する委託事業として取り扱われることとなりました。

従来の厚生労働科学研究費補助金では、文部科学省の科学研究費補助金と同様に研究者個人が名義人となり、所属研究機関である大学において預り金として管理することとされていますが、今回の厚生労働科学研究費委託事業については経理処理上、どのように取り扱うべきでしょうか。

A 「厚生労働科学研究費委託事業」は、厚生労働科学研究費補助金として取り扱われていたものの一部を、研究委託の形に組み替えたものと受け止められます。

公募要領では、応募した研究案が採択された場合は、原則として研究者の所属機関（大学）の長と国の間で研究委託契約を締結することとされています。また、委託費で取得した資産の所有権は、国に帰属した上で機関（大

学）に使用権を付し、備品管理にあたり善管注意義務を負うこととされています。

これらを総合すると、この枠組みで採択された研究については、受託研究として取り扱うことが望ましいでしょう。

※受託研究にかかる経理処理については、「月報私学」25年12月号をご参照ください。また、この枠組みは26年度より開始されたものであり、今後は事業主体が独立行政法人に移管予定であることをはじめ、将来的な制度の変更等も想定されますので、今後の動向についてもご留意ください。

私立大学退職金財団の掛金の納入の変更

Q3

私立大学退職金財団のシステム変更に伴い、26年11月より従来2か月後に請求されていた掛金が、1か月後に請求されることとなりました。変更月の11月には従来のスケジュールに沿った9月分と、新しいスケジュールに沿った10月分を支払うこととなり、26年度では合計13か月分の掛金を支払う形となりますが、経理処理において留意点がありますか。

A 事象としては、従来2か月後だった掛金の請求時期が1か月後となるものです。

人件費が発生する月において、支払うべき掛金は既に未払計上済であり、私立大学退職金財団からの請求時期の変更に伴って新たな負担が発生するも

のではないため、経理処理において特段の処理は必要ありません。

※私立大学退職金財団の掛金の請求時期の変更については、同財団ホームページに掲載されている会報等の内容についても併せてご参照ください。

学校法人会計基準への対応（予算書の様式）

Q4

27年度から新しい学校法人会計基準が施行されることとなりますが、新年度に所轄庁へ届け出する際、予算書の様式について何らかの定めはありますか。

A 所轄庁へ届け出する予算書については明確な様式は定まっていますが、27年度会計は新しい学校法人会計基準に沿って処理することとなるため（知事所轄法人は28年度会計から適用）、実質的には新基準に則した様式となっている必要があります。

文部科学省令が定める様式を参照して作成することが望ましいでしょう。

※27年度の予算書については、文部科学省ホームページに掲載されている「学校法人会計基準の改正に関する説明会への質問回答集（平成26年2月）」の問11を併せてご参照ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7847・7848

Eメール center@shigaku.go.jp

平成26年 共済事業の年間報告

【掛金関係】

●長期給付分掛金率の改定(4月1日)

0・354ポイント引き上げ、14%に改定しました。

●介護分掛金率の改定(4月1日)

0・067ポイント引き上げ、1・141%に改定しました。

●任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額の変更(4月1日)

37万7000円に引き下げました。

●短期給付分掛金率7・39%のうち

「特定保険料率に相当する掛金率」の内訳の改定(4月1日)

3・12%になりました。

●産休期間中の掛金免除等(4月1日)

産休期間中の資格・掛金・貸付の取り扱いが変更になりました。

【短期給付(医療)関係】

●「給付金等送金記録のお知らせ」の送付(2月・7月)

●高齢受給者(70歳から74歳まで)の

一部負担金割合の変更(4月1日)

平成26年4月1日以降に70歳に達する加入者等について、1割から2割になりました。

●一部負担金払戻金・家族療養費附加金の自己負担限度額の改定(10月1日)

2万円から2万5000円になりました。

【長期給付(年金)関係】

●ハンガリーとの社会保障協定の発効(1月1日)

●61歳を迎える人の年金請求勧奨の開始(1月)

●年金額の改定(特例水準の解消)(4月1日)

0・7%の引き下げになりました。

●長期給付財政再計算の結果(8月)

●【福祉事業関係】

●人間ドック利用費用補助率等の改正(4月1日)

補助率は利用料金(消費税を除きます)の50%相当額、上限額は2万5000円になりました。

●永年勤続加入者直営施設利用優待券贈呈方法等の変更(4月1日)

●メンタルヘルス等相談事業の創設(7月1日)

●【東日本大震災関係】

●福島原発災害による避難指示等区域に居住している(していた)加入者等の一部負担金の免除期間の延長

ガーデンパレスの年末年始期間(12月27日～1月3日)の営業

ガーデンパレス名	宿泊の利用								宿 泊 料 金	備 考
	12月					1月				
	27 土	28 日	29 月	30 火	31 水	1 木	2 金	3 土		
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	×	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	●12月27日11:00から12月28日11:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●四川飯店は12月29日から31日まで休業 (1月1日17:00から通常営業)
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	●12月30日から1月3日までの夕食(和食堂・洋食レストラン)は予約制
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211	○	○	○ (※)	○	○	○	○	○	12月31日から 1月1日までは 年末年始特別プラン (1泊朝食) シングル 9,300円～ ツイン 19,000円～	(※)12月29日11:00から17:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館(17:00からチェックイン) ●洋食レストランは、12月29日17:00から営業、1月1日から1月4日までは正月特別メニュー ●和食堂は、12月29日休業、1月1日から1月9日までは正月特別メニュー ●バーは、12月29日から1月3日まで休業
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金又は 年末年始特別プラン(1泊2食) ①1名様 12,000円 ②1名様 14,000円	●年末年始特別プラン期間は、12月28日から1月4日まで ●年末年始期間中に9階の改装工事を行います。あらかじめご了承ください。 ●和食堂は、12月27日から1月3日まで17:00から21:00までの営業 ●コーヒーラウンジは、12月29日から1月3日まで休業
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	○	○	○	○	○	○	○	○	12月31日から 1月3日までは 年末年始特別プラン (1泊2食) シングル 18,800円～ ツイン 36,000円～	●和食堂は、12月31日(夕食)は休業、1月1日から1月3日まで正月特別メニュー ●洋食レストランは、12月31日(昼食)から1月4日(朝食)まで年末年始特別メニュー
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金又は 年末年始特別プラン(1泊2食) 1名様 13,000円～	●年末年始特別プラン期間は、12月31日から1月3日まで ●洋食レストランは、1月1日から1月4日(朝食)まで、正月特別メニュー ●和食堂は、12月31日から1月3日まで、年末年始特別メニュー ★1月1日・2日10:00からロビーにて「餅つき大会」開催
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	●和食堂は、12月31日から1月3日まで、年末年始特別メニュー
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	○	×	○	○	○	○	○	○	通常料金	●12月28日11:00から12月29日11:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館

○=営業 ×=休業(宿泊)

平成25年度 特定健康診査等の実施結果

福祉部保健課

平成25年度特定健診等の実施結果は、下表のとおりとなりました。

学校法人等からの特定健診等結果データの提出協力によって平成25年度の実施結果については、特定健診受診率が合計で前年度の60・5%から61・8%へ伸びています。しかし、受診券をお送りしている被扶養者の受診率は伸び悩み、目標を大きく下回る結果となりました（表1参照）。

また、特定保健指導については受診する時間が忙しくて取れない、受診機関の確保が難しいなどの理由から、実施率は加入者、被扶養者共に低迷している状況が継続しています（表2参照）。対象者の利便性を考慮した会場型及び学校訪問型の特定保健指導（※）も実施していますので、これらを活用することで加入者等の健康管理にぜひお役立てください。

特定保健指導対象者への受診勧奨

特定健診等結果データを提出された後には、その人に適応した健康情報冊子「QUPiO（クピオ）」（特定保健指導が必要な人には利用券を同封）を学校法人等宛てに送付しています。対

象者への配付及び特定保健指導の受診勧奨にもご協力ください。

平成26年度特定健診等 結果データ提出時のお願い

26年度の健診結果データについては随時受け付けていますが、提出期限前は非常に受付件数が集中します。このため健診データの登録作業等に一時的に支障をきたし、クピオ等の発送が遅延する場合がございます。これらの状況をご賢察いただき健診データの提出については健診終了後の速やかな提出と提出時期の分散化にご協力をお願いします。

また、健診結果データは、私学事業団の健診結果提出用エクセル、CSVデータ形式、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成いただく、健診データチェック機能（※）を活用できて不備データの解消にもなりますので、可能な限り電子データでの作成を推奨しています。

（※）詳細については私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」▼特定健康診査・特定保健指導」に掲載しています。

厚生労働大臣への結果報告（抜粋）

表2 特定保健指導対象者及び終了者数（単位：人）

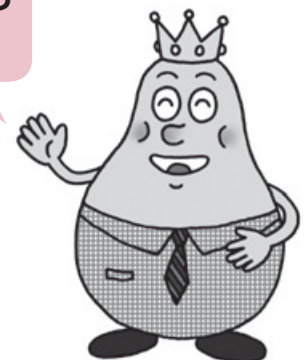
区 分		a. 加入者	b. 被扶養者等	合 計 (a + b)
A. 評価対象者数（※）		203,801	32,901	236,702
対 象 者	B. 動機づけ支援 (B/A)	19,277	1,791	21,068
		(9.5%)	(5.4%)	(8.9%)
	C. 積極的支援 (C/A)	18,297	612	18,909
		(9.0%)	(1.9%)	(8.0%)
終 了 者	D. 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	2,557	107	2,664
		(13.3%)	(6.0%)	(12.6%)
	E. 積極的支援 終了者数 (E/C)	2,005	43	2,048
		(11.0%)	(7.0%)	(10.8%)
目 標 等	終了者数合計 (D+E)/(B+C)	4,562	150	4,712
		(12.1%)	(6.2%)	(11.8%)
目 標 等	実施率目標	16%	16%	16%
	目 標 差	△3.9%	△9.8%	△4.2%

※健診完了者に加えすべての健診は受診できなかったものの階層化（保健指導判定）が可能な対象者も含んだ数

表1 特定健診実施者数（単位：人）

区 分	a. 加入者	b. 被扶養者等	合 計 (a + b)
A. 対象者数	262,704	117,565	380,269
B. 実施者数	202,013	32,872	234,885
実 施 率 (B/A)	76.9%	28.0%	61.8%
実施率目標	76%	41%	65%
目 標 差	0.9%	△13.0%	△3.2%

ご協力ありがとうございました



メタボキング

▼改正の内容
保険医療機関で受診した際、窓口での自己負担額が、暦月で高額療養費の自己負担限度額（算定基準額）を超えたときに高額療養費が支給されますが、平成27年1月診療分から、負担能力に応じた負担を求める観点から、健康保険法が一部改正され、算定基準額の所得区分が細分化されました。改正内容は図1のとおりです。また、高額療養費の算定基準額が改正されることに伴い、限度額適用認定証等の適用区分が図2のとおり変更になります。

▼限度額適用認定証等
本改正に伴って、27年1月から有効となる限度額適用認定証等は、有効期間が1年となります。

すでに交付している限度額適用認定証等は、27年1月以降使用できなくなりますのでご注意ください。現在、有効期限が26年12月31日又は27年1月1日以降の同証の交付を受けている人には、今回に限り、27年1月以降に使用する限度額適用認定証等を自動的に発行します（12月上旬送付予定）。

図1 高額療養費制度における自己負担限度額（算定基準額）

70歳未満の人 ※70歳以上は変更ありません。

改正前（平成26年12月以前）		改正後（平成27年1月以降）	
所得区分	月単位の上限額	所得区分	月単位の上限額
上位所得者 （標準給与の月額53万円以上）	150,000円+ （医療費-500,000円）×1% 〈多数該当は83,400円〉	標準給与の月額 83万円以上	252,600円+ （医療費-842,000円）×1% 〈多数該当は140,100円〉
一般所得者 （上位・低所得者以外）	80,100円+ （医療費-267,000円）×1% 〈多数該当は44,400円〉	標準給与の月額 53万～79万円	167,400円+ （医療費-558,000円）×1% 〈多数該当は93,000円〉
低所得者 （住民税非課税）	35,400円 〈多数該当は24,600円〉	標準給与の月額 28万～50万円	80,100円+ （医療費-267,000円）×1% 〈多数該当は44,400円〉
		標準給与の月額 26万円以下	57,600円 〈多数該当は44,400円〉
		低所得者 （住民税非課税）	35,400円 〈多数該当は24,600円〉

図2 適用区分

改正前（平成26年12月以前）		改正後（平成27年1月以降）	
上位所得者 （標準給与の月額53万円以上）	A	標準給与の月額83万円以上	ア
一般所得者 （上位・低所得者以外）	B	標準給与の月額53万～79万円	イ
低所得者 （住民税非課税）	C	標準給与の月額28万～50万円	ウ
		標準給与の月額26万円以下	エ
		低所得者（住民税非課税）	オ

※「限度額適用認定証」の適用区分はア・イ・ウ・エ、「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」の適用区分はオの表示になります。

高額療養費の自己負担限度額及び「限度額適用認定証」等の適用区分が改正されます

業務部 短期給付課

介護ビデオ・DVD
をご利用ください

福祉部 保健課

私学事業団では、介護に関するビデオやDVDを無料で貸し出しています。

貸し出しビデオ・DVD

- ①「DVDブック 新しい介護」（DVD全1巻）
 - ②「在宅介護教室」（ビデオ全5巻又はDVD全1巻）
 - ③「すこやかシルバー介護」（ビデオ全8巻）
 - ④「在宅介護の基礎と実践」（DVD全10巻）
- 詳しくは、「私学共済ブック」2014「保健・宿泊編」43頁又は、私学共済ホームページ（福祉事業のご案内）とくく情報全国共通を参照してください。

申し込み方法

「介護DVD等借入申込書」に必要事項を記入のうえ、各ガーデンパレス共済業務課へ申し込んでください。

※申込書は、「私学共済ブック」2014「保健・宿泊編」198頁又は、私学共済ホームページからダウンロードできます。なお、返却にかかる送料は実費負担となります。

Q2 昇任して私（加入者）の収入が増えたので、夫の扶養になっている子どもを私（加入者）の扶養に切り換えたいのですが、どんな添付書類を用意しなければなりませんか。

A 加入者の収入が増加し配偶者の収入より多くなった場合、配偶者の健康保険の被扶養者になっていた子どもについて、加入者の被扶養者に扶養替えすることができます。

必要な添付書類は次のとおりです。

① 子どもの戸籍抄本（又は謄本、加入者が世帯主であれば続柄が記載されている住民票でも可）

➡ 加入者と子どもの続柄（親族関係）と生年月日を確認します。

② 加入者と配偶者の前年の源泉徴収票又は年収見込証明

➡ 加入者と配偶者の収入を比較します。

③ 子どもが夫の健康保険から被扶養者取り消しとなった年月日の確認できる証明書。国民健康保険の場合は保険証の写し

➡ 子どもの認定年月日を確定（確認）するために必要です。

（国民健康保険からの切り替えの認定は、届け出があった日からとなります）



共済業務

ポイント

- ・ 加入者の勤務先から扶養手当が支給される場合は、②の添付書類は不要です。被扶養者認定申請書の「扶養手当」欄に記入してください。
- ・ 加入者の収入見込みは、被扶養者認定申請書の「加入者の年間所得推計額」の欄で確認しますので、年収見込証明を別途用意する必要はありません。
- ・ 子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類（※）も必要です。

Q3 離婚したため、夫が扶養している子どもを私（加入者）の扶養に切り換えたいのですが、必要な添付書類は何ですか。

A 離婚した場合は、子どもの親権を持った親に扶養の優先権があるとみなし、収入比較をしませんので、親権を持っていれば加入者の被扶養者として扶養替えすることができます。

① 子どもの戸籍抄本（又は謄本）

➡ 加入者との続柄、子どもの生年月日、実母・実父、親権者と親権を得た日（認定年月日）を確認するために必要ですので、住民票では認められません。

※収入比較の書類は不要です。

ポイント

- ・ 子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類（※）も必要です。
 - ・ 子どもが20歳以上の場合は親権を決める必要がないので、加入者の戸籍抄本（又は謄本）で離婚日を、子どもの戸籍抄本（又は謄本、加入者が世帯主で続柄が記載されている住民票でも可）で加入者との続柄や子どもの生年月日を確認します。なお、離婚した相手方の収入比較の書類は不要です。
- （※）収入を確認する書類については、平成26年版 事務の手引（106頁）「18歳以上60歳未満の人」の欄を参照してください。

次回は2月号で、父母の被扶養者の認定申請についてご案内します。

被扶養者認定申請事例集②

業務部 資格課

10月号から掲載しています「被扶養者認定事例集」の2回目になります。

今回は子どもの認定申請について、事例をあげて説明します。

被扶養者の基本的な事項は、「平成26年版 事務の手引 第7章 被扶養者」(91頁)を参照してください。

Q1 子どもが生まれたので被扶養者として認定したいのですが、必要な添付書類は何ですか。

- A** 加入者と配偶者の年間収入を比較して加入者の方が多いか、同程度（差額が1割以内の範囲）であれば認定できます。

添付書類は次のとおりです。

- ① 子どもの戸籍抄本（又は謄本）（加入者が世帯主で続柄が記載されている住民票でも可）

➡ 加入者と子どもの続柄と生年月日を確認します。

- ② 加入者と配偶者の前年の源泉徴収票又は年収見込証明

➡ 加入者と配偶者の収入を比較します。

ポイント1

配偶者がすでに被扶養者として認定されている場合は、加入者と配偶者の収入比較は必要ありませんので、収入比較のための②の書類は不要です。

また、加入者の勤務先から扶養手当が支給される場合も収入比較の必要はありませんので、同様に②の書類は不要ですが、被扶養者認定申請書の「扶養手当」の欄に必ず記入してください。



ポイント2

加入者の収入見込みは、勤務先の学校法人等が記入する被扶養者認定申請書の「加入者の年間所得推計額」の欄で確認しますので、年収見込証明を別途用意する必要はありません。

なお、配偶者が前年の途中で就職や転職した場合など、源泉徴収票で確認できる収入額が変動している場合は、認定日以降の収入を確認するため、年収見込証明を用意してください。

ポイント3

- ・「出生」を理由とする場合、戸籍抄本（又は謄本）に代えて市区町村が発行する続柄・性別が確認できる出生届受理証明書でも確認できますが、母子手帳のコピーでは対応していません。
- ・育児休業等により休業し給与が減額又は無給となっても、休業前の給与（減額する前の給与）で収入比較しますので、休業しなかったと仮定した場合の年収見込証明が必要です。
- ・私学共済の被扶養者に認定されることが、勤務先の扶養手当の支給条件である場合は、加入者と配偶者の収入比較を省略できません。被扶養者に認定されたら支給する予定の扶養手当の場合は、扶養手当欄に記入できませんので注意してください。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出

賞与等支給報告書は、あらかじめ賞与等の支給月として報告されている予定月の前月に、学校法人等へ送付します。ただし、磁気媒体及び電算用紙による賞与等の報告を登録した学校法人等には、報告書は送付しません。

賞与等を支給したときは、支給日（同月内に複数回、賞与等を支給した場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

賞与掛金は、12月18日(木)受付分までを、12月分の掛金（1月送付）で調定する予定です。

【賞与等支給報告の注意点】

- ・賞与等の支給が無い場合は、提出の必要はありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等を支給していない人がいる場合は、該当加入者番号から賞与区分までを二重線で抹消してください。抹消せずに0円や空欄の報告書を提出すると「未確認連絡書」が送付されます。
- ・記入に際しては、平成23年版「様式用紙等の記入例集」14頁、又は私学共済ホームページ「様式用紙等をダウンロードしたい」の記入例を参照してください。
- ・支給年月や賞与等区分の記入漏れにご注意ください。
- ・磁気媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

1月5日送金分は12月15日(月)、1月22日送金分は12月26日(金)が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

加入者向広報「レター」1月号等の送付

加入者向広報「レター」1月号等を1月初旬から学校法人等宛てに送付します。送付部数は11月末現在の加入者数となりますので、不足の場合は広報班まで連絡してください。

年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として「レター」に同封します。なお、年金者宛てには1月中旬に送付します。

【広報相談センター 広報班】

不審な電話にご注意ください

最近、私学事業団から業務委託を受けている旨をかたるなど私学共済の関係者を装って、

- 投資に関するセールス
 - 年金手続代行の勧誘
 - 被用者年金一元化に関するアンケートと称して個人情報聞き出す
- など、不審な電話があったというお問い合わせが寄せられています。

本事業団は、このような団体等とは一切関係ありません。不審な電話には、十分ご注意ください。

【総務部 総務課】

私学共済ホームページをご活用ください

◎事務担当者用ログインページ

「事務担当者コーナー」に専用のログインページを設置し、年間の事務をまとめた業務カレンダー等を掲載しています。ログインの際に必要なユーザー名・パスワードは広報班までお問い合わせください。

◎様式用紙のダウンロード

①キーワード②内容（分類）別③用紙名（あいいうえお順）の3つの方法から必要な用紙を探すことができます。

【広報相談センター 広報班】

12月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 10月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 11月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限（必着）
15日(月)	貸付 1月5日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 医療・傷害補償コース加入申し込み締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
26日(金)	貸付 1月22日送金申し込み締め切り
29日(月)	掛金 11月分掛金口座振替（自振校のみ） 貸付 12月分定期償還口座振替（自振校のみ）

1月の共済業務スケジュール

5日(月)	掛金 11月分納期限 貸付 送金
6日(火)	貸付 12月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(木)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

年 末 年 始 の 業 務

私学事業団では12月27日(土)から1月4日(日)までの年末年始をお休みとさせていただきます。何かとご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ホームページ上のシステムの一部休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、私学事業団ホームページ上のシステムの一部について以下のとおり休止します。

学校法人ポータルサイト (ポータルサイト内のシステムを含む)

12月26日(金)午後5時45分～1月5日(月) 午前10時

e-マネージャ

12月20日(土)～1月下旬(開始日は別途ご案内します。)

※ e-マネージャの休止期間中、大学ポर्टレートに掲載されている教育情報の更新はできません。

年金情報提供サービス

12月26日(金)午後5時45分～1月5日(月) 午前10時

【通常稼働(上記のシステムを除く)】

- ・ トップページ (<http://www.shigaku.go.jp>)
- ・ 私学振興事業(助成業務) ページ

- ・ 私学共済事業(共済業務) ページ
- ・ 大学ポर्टレート(私学版) ページ



「月報私学」表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

◆募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景

春季	入学(園)式、遠足、生徒総会、校外学習、卒業(園)式
夏季	短期留学、臨海学校、夏祭り、オープンキャンパス
秋季	運動会、体育祭、文化祭、コンクール、公開授業、学校説明会
冬季	クリスマス、進路講演会、百人一首大会、もちつき大会

◆応募写真

デジタル、プリント、ポジフィルムいずれかの写真

◆応募方法

写真は、学校法人等名、担当者名及び連絡先を明記のうえ、郵送もしくはメールでご送付ください。ファイル転送サービスでもお受けしています。

また、応募に際しては、必ず学内で許可を得てください。

◆応募・問い合わせ先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7811・7822

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

※写真は原則として返却いたしません。

※応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に帰属するものに限りします。

※採用作品は、私学事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、本事業団ホームページに掲載するほか、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。

※撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。

応募に際しては、**必ず撮影対象者の承諾及び上記事項への使用許可**を得てください。

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>



蓮池スキー場



やまゆり荘（外観）

目の前にスキー場がある「やまゆり荘」（12室・定員48名）は、スキー合宿などの学校行事に最適です。春先まで積雪が残る志賀高原で思い出に残るゲレンデをお楽しみください。

1泊2食プラン（1名様）

1名1室 8,900円・2名1室 8,300円・
3～4名1室 7,800円

志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269(34)2102
 (JR「長野」駅東口から「志賀高原」行き急行バスで「蓮池」下車、徒歩5分)

金目鯛コース 1泊2食（1名様） 11,800円

金目鯛の姿煮と旬の素材を取り入れた会席料理をご堪能いただけます。

※2名様以上・3日前までの申し込みとさせていただきます。



金目鯛の姿煮（イメージ）



展望大浴場

大宴会場（90畳）や温泉（自家源泉）を備える「敷島館」（29室・定員117名）は、忘・新年会や職員旅行、同窓会などに最適です。12月末まではミカン狩り、年明けの2月には湯河原梅林の観梅などをお楽しみください。

湯河原 敷島館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755
 (JR「湯河原」駅から②番乗り場「奥湯河原」行き、又は「不動滝」行きバスで「美術館前」下車、すぐ前)

融資事業のご案内

平成26年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成26年12月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業並びに校(園)地の買収事業等	1.1	0.6	0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.2	0.7	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.6	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

26年度融資事業については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp